

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	43 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年11月まで
② 昭和46年7月から49年12月まで

申立期間については、国民年金保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

特に、申立期間②については、次男を出産後に、A市B町の婦人会の人に勧められて国民年金に加入し、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないものの、申立人が昭和57年3月に転入したC市の国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料が納付済みと記録されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間②については、申立人が所持している年金手帳、前述のC市の被保険者名簿及び申立人に係るオンライン記録には、いずれも、申立人は昭和55年8月28日に国民年金に任意加入したことが記録されており、申立期間②は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②に係る国民年金の加入手続、納付金額及び納付時期等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 934～事案 972（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）について、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 39 件 (別添一覧表参照)

別添【厚生年金あっせん一覧表】（福島）

番号	氏名	生年月日	申立期間	標準賞与額
福島 事案934	男	昭和21年生	平成16年4月20日	31万3,000円
			平成17年3月31日	26万2,000円
			平成18年3月23日	22万1,000円
			平成19年3月9日	24万4,000円
福島 事案935	男	昭和27年生	平成16年4月20日	26万2,000円
			平成17年3月31日	27万1,000円
			平成18年3月23日	30万5,000円
			平成19年3月9日	25万2,000円
福島 事案936	男	昭和17年生	平成16年4月20日	18万1,000円
			平成17年3月31日	14万8,000円
			平成18年3月23日	12万9,000円
			平成19年3月9日	16万4,000円
福島 事案937	男	昭和27年生	平成16年4月20日	30万1,000円
			平成17年3月31日	26万6,000円
			平成18年3月23日	27万1,000円
			平成19年3月9日	24万4,000円
福島 事案938	男	昭和40年生	平成16年4月20日	21万1,000円
			平成17年3月31日	17万1,000円
			平成18年3月23日	18万1,000円
			平成19年3月9日	18万7,000円
福島 事案939	男	昭和42年生	平成16年4月20日	8万5,000円
			平成17年3月31日	8万5,000円
			平成18年3月23日	8万5,000円
福島 事案940	男	昭和28年生	平成16年4月20日	6万8,000円
			平成17年3月31日	28万5,000円
			平成18年3月23日	24万円
			平成19年3月9日	23万9,000円
福島 事案941	男	昭和43年生	平成16年4月20日	10万円
			平成17年3月31日	10万円

番号	氏名	生年月日	申立期間	標準賞与額
福島 事案942	男	昭和24年生	平成16年4月20日	36万 円
			平成17年3月31日	36万 円
			平成18年3月23日	36万 円
			平成19年3月9日	36万 円
福島 事案943	男	昭和19年生	平成16年4月20日	19万 7,000円
福島 事案944	男	昭和22年生	平成16年4月20日	51万 2,000円
			平成17年3月31日	49万 1,000円
			平成18年3月23日	44万 9,000円
			平成19年3月9日	47万 8,000円
福島 事案945	男	昭和24年生	平成16年4月20日	32万 1,000円
			平成17年3月31日	28万 6,000円
			平成18年3月23日	26万 2,000円
			平成19年3月9日	24万 4,000円
福島 事案946	男	昭和33年生	平成16年4月20日	30万 6,000円
			平成17年3月31日	20万 円
			平成18年3月23日	28万 5,000円
			平成19年3月9日	29万 円
福島 事案947	男	昭和21年生	平成16年4月20日	26万 8,000円
			平成17年3月31日	22万 7,000円
			平成18年3月23日	23万 1,000円
			平成19年3月9日	25万 円
福島 事案948	男	昭和23年生	平成16年4月20日	31万 7,000円
			平成17年3月31日	31万 5,000円
			平成18年3月23日	28万 円
			平成19年3月9日	26万 円
福島 事案949	女	昭和24年生	平成16年4月20日	28万 2,000円
			平成17年3月31日	22万 2,000円
			平成18年3月23日	23万 2,000円
			平成19年3月9日	24万 円
福島 事案950	男	昭和24年生	平成16年4月20日	19万 円
			平成17年3月31日	20万 2,000円
			平成18年3月23日	21万 2,000円
			平成19年3月9日	21万 1,000円

番号	氏名	生年月日	申立期間	標準賞与額
福島 事案951	男	昭和21年生	平成16年4月20日	31万9,000円
			平成17年3月31日	28万9,000円
			平成18年3月23日	27万円
			平成19年3月9日	21万1,000円
福島 事案952	男	昭和22年生	平成16年4月20日	25万4,000円
			平成17年3月31日	23万8,000円
			平成18年3月23日	24万8,000円
			平成19年3月9日	18万8,000円
福島 事案953	男	昭和22年生	平成16年4月20日	23万1,000円
			平成17年3月31日	24万2,000円
			平成18年3月23日	20万6,000円
			平成19年3月9日	19万円
福島 事案954	男	昭和25年生	平成16年4月20日	19万8,000円
			平成17年3月31日	23万7,000円
			平成18年3月23日	27万5,000円
			平成19年3月9日	27万7,000円
福島 事案955	女	昭和27年生	平成16年4月20日	14万円
			平成17年3月31日	14万円
			平成18年3月23日	14万円
			平成19年3月9日	14万円
福島 事案956	男	昭和27年生	平成16年4月20日	15万9,000円
			平成17年3月31日	28万9,000円
			平成18年3月23日	29万1,000円
			平成19年3月9日	23万円
福島 事案957	男	昭和38年生	平成16年4月20日	12万1,000円
			平成17年3月31日	24万6,000円
			平成18年3月23日	26万3,000円
			平成19年3月9日	25万円
福島 事案958	男	昭和25年生	平成16年4月20日	23万9,000円
			平成17年3月31日	22万8,000円
			平成18年3月23日	23万円
			平成19年3月9日	19万5,000円

番号	氏名	生年月日	申立期間	標準賞与額
福島 事案959	男	昭和22年生	平成16年4月20日	6万1,000円
			平成17年3月31日	15万5,000円
			平成18年3月23日	21万3,000円
			平成19年3月9日	21万3,000円
福島 事案960	男	昭和23年生	平成17年3月31日	9万4,000円
			平成18年3月23日	23万7,000円
			平成19年3月9日	25万9,000円
福島 事案961	男	昭和27年生	平成17年3月31日	12万5,000円
			平成18年3月23日	25万9,000円
			平成19年3月9日	22万9,000円
福島 事案962	男	昭和24年生	平成17年3月31日	5万2,000円
			平成18年3月23日	22万2,000円
			平成19年3月9日	20万8,000円
福島 事案963	男	昭和39年生	平成18年3月23日	14万1,000円
			平成19年3月9日	18万7,000円
福島 事案964	男	昭和23年生	平成18年3月23日	4万3,000円
			平成19年3月9日	15万9,000円
福島 事案965	女	昭和32年生	平成18年3月23日	3万円
			平成19年3月9日	12万円
福島 事案966	男	昭和21年生	平成19年3月9日	17万5,000円
福島 事案967	男	昭和25年生	平成19年3月9日	20万9,000円
福島 事案968	女	昭和52年生	平成19年3月9日	6万円
福島 事案969	男	昭和31年生	平成19年3月9日	23万9,000円
福島 事案970	男 (死亡)	昭和25年生	平成16年4月20日	31万1,000円
			平成17年3月31日	19万6,000円
福島 事案971	男 (死亡)	昭和20年生	平成16年4月20日	27万円
			平成17年3月31日	24万6,000円
福島 事案972	男 (死亡)	昭和27年生	平成17年3月31日	11万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和39年5月1日に船員保険被保険者資格を取得し、40年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年5月から同年12月までは5万2,000円、40年1月は1万6,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月15日から同年12月30日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者B（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同年5月15日、資格喪失日に係る記録を同年12月30日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年5月から同年8月までは3万円、同年9月から同年11月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から40年2月28日まで
② 昭和45年5月15日から同年12月30日まで

申立期間①には、D県E市のA社所有の漁船に乗り、申立期間②には、F県G市H町のB氏所有の漁船で船長として働いていたが、共に船員保険被保険者記録が無い。

両申立期間とも、船員保険料は給与から控除され、年末に漁獲高に応じて調整された記憶があるので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名と類似する「I」名で、生年月日が申立人とは異なる「昭和22

年*月*日」と記載されている基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できるところ、i) 申立人は、「学生のころは、自分は*月*日生まれだと思っていた。」と述べていること、ii) 当該被保険者名簿により申立期間①に同船舶に乗っていたことが確認できる同僚は、「I という同僚はいなかった。J 姓で乗船していたのは、申立人のみである。」と述べていることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものであると認められ、事業主は、申立人が昭和 39 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、40 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和 39 年 5 月から同年 12 月までは 5 万 2,000 円、40 年 1 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、事業主及び同僚の記憶と申立人の記憶が符合することなどから、申立人は、申立事業所において船長として乗船していたことが認められる。

また、事業主及び複数の同僚は、「乗組員は船長を始め全員が船員保険に加入していた。」と述べているところ、申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿によれば、申立人以外の船長は、申立人と同様に短期間の雇用であった者を含め、全員、被保険者資格を取得している上、自身が臨時乗組員であったと記憶している同僚も、被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同様に短期間の雇用であった前述の船長に係る申立期間②前後の被保険者名簿の記録から、昭和 45 年 5 月から同年 8 月までは 3 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の被保険者名簿には、申立期間②及びその前後の期間の被保険者証の記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務局（当時）の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務局が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務局へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務局は、申立人に係る昭和 45 年 5 月から同年 11 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和42年4月にA社に入社し、申立期間①には同社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年9月1日となっている。

また、申立期間②については、昭和47年9月1日にB社からA社に転籍したにもかかわらず、同年8月が未加入期間となっている。

申立期間①及び②の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給料支払明細書を提出するので、両期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にB社からA社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月14日から同年10月21日まで

私は、申立期間にはA社に勤務し、昭和46年10月21日にグループ会社であるC社に異動したにもかかわらず、申立期間が国民年金の未納期間になっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社の複数の同僚が、「申立人が異動してきたのは、昭和46年10月ごろである。」と述べていることから、申立人のA社における資格喪失日は、C社における資格取得日と同日の昭和46年10月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としている

が、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届の提出等いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年 7 月 14 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格取得日は、昭和36年11月27日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年11月から37年9月までは1万円、同年10月から38年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月27日から38年9月21日まで

私は、昭和36年8月21日にA社B工場に入社し、平成10年8月20日に定年退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録に空白期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は、昭和36年11月27日に被保険者資格を喪失した後、37年11月27日に被保険者資格を再取得したことが確認でき、申立期間の被保険者記録は見当たらないところ、同社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、職務内容等に変更は無く、同社同工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人が昭和37年11月27日に被保険者資格を再取得した旨の届出は、再取得日以前の同年3月12日に行われたこと、及び被保険者期間ではなかった同年10月1日に定時決定が行われ、標準報酬月額が1万円から1万2,000円に改定されたことが記載されているなど、不自然な記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和36年11月27日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被

保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録及び前述の37年10月1日の定時決定の記録から、36年11月から37年9月までは1万円、同年10月から38年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

福島厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から59年12月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間のうち、当初は、B市にあったA社の系列店舗の売上金の管理等の仕事に従事し、昭和52年8月からはC市にあった同社の系列店舗の店長として勤務したので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社の元取締役二人の記憶から、申立人は、申立期間において、同社の系列店舗の関連業務に携わっていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年7月以前の期間について、申立人は、「B市にあったA社の系列店舗の売上金の管理等の仕事に従事していた。」と述べているところ、前述の元取締役二人は、「申立人が系列店舗の雑用等をしていたことは確かだが、A社の社員ではなかったので、同社で申立人を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。」と述べている。

また、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、申立人が同種の業務に従事していたとする複数の同僚についても、当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、前述の元取締役のうちの一人も、「その期間は、自分も厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、申立期間のうち、昭和52年8月以降の期間について、申立人は、「C市にあったA社の系列店舗で、店長として勤務した。」と述べているところ、前述の元取締役二人は、「申立人は、A社の社員ではなく、請負契約により同社の系列店舗の運営管理に従事していたので、同社で申立人を厚生年金保険に加入させることはあり得ない。」と述べている。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、C市によれば、申立人は、同市への転入日と同日の昭和52年8月8日から平成2年12月4日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年8月1日まで

A社から支給された給与額に対して厚生年金保険料が低いのではないかと以前から思っていたが、在職中だったこともあり、同社に申し出ることも、記録の訂正の手続をすることも無かったので、これを機に正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持している申立期間の給与明細書に記載されている給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

また、A社では、申立期間当時の資料等を保管しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 15 日から平成元年 8 月 16 日まで
私は、申立期間には、手取りで 20 万円以上の給与を受け取っていたが、その金額と申立期間の標準報酬月額が相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社から支給されていた報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社においても、賃金台帳等の関連資料を廃棄していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 59 年 12 月 15 日に行われた標準報酬月額の資格取得時決定から 61 年 10 月の定時決定までの記録が記載されているが、さかのぼって訂正されている等の不自然な記載は見当たらない上、複数回の定時決定において、社会保険事務所（当時）が誤って事務処理を行っていたとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。